

第1回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 令和元年12月3日(火) 午後6時00分～
- 2 場 所 東京区政会館 192会議室
- 3 議 題 令和2年度都区財政調整について
- 4 進行次第(司会:特別区財政課長会幹事長)
 - (1) 都側提案事項について 八重樫委員(東京都総務局行政部区政課長)
 - (2) 区側提案事項について 斎藤委員(特別区財政課長会幹事長)
 - (3) 区側提案に対する都の見解について
八重樫委員(東京都総務局行政部区政課長)
 - (4) 都側提案に対する区の見解について
斎藤委員(特別区財政課長会幹事長)
 - (5) 協 議
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 協議会幹事会委員名簿
 - (2) 都側提案事項
 - (3) 区側提案事項
 - (4) 都区財政調整協議会幹事会協議日程(案)

都 区 財 政 調 整 協 議 会 幹 事 会 委 員

東 京 都 側	特 別 区 側
総務局行政部区政課長 八 重 檉 高 明	特別区財政課長会幹事長 目黒区企画経営部財政課長 斎 藤 秀 一
総務局行政部区政課課長代理 (行政担当) 加 来 耕 大	特別区財政課長会副幹事長 板橋区政策経営部財政課長 小 林 緑
同 (都区財政調整担当) 榎 本 喜 徳	中央区企画部財政課長 大 久 保 稔
同 (税務担当) 荘 司 淳 子	港区企画経営部財政課長 荒 川 正 行
同 (財政担当) 中 野 道 広	文京区企画政策部財政課長 新 名 幸 男
財務局担当部長 (財政課長事務取扱) 佐 々 木 珠	北区政策経営部財政課長 小 林 誠
同 主計部予算担当課長 加 藤 浩	江東区政策経営部財政課長 岩 瀬 亮 太
	足立区政策経営部財政課長 岩 松 朋 子
	特別区長会事務局調査第2課長 神 田 浩 孝
	同 副参事 伊 藤 信 義

令和2年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和元年12月3日

第1回都区財政調整協議会幹事会

東京は、日本の首都として、引き続き我が国を牽引していく必要がある。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ると、元来、税収構造が不安定である上、これまでの税制の見直しでは、都区合わせて1兆円以上の減収が見込まれるような税制改正が行われている。

国のこうした動きが出る背景には、東京一人勝ちという国や他の自治体から厳しい目があることを、都区双方で改めて強く意識する必要がある。都区制度の根幹をなす都区財政調整制度をこれまで以上に適切に運営していくためには、既算定内容も含めてより厳しく見直し、一層の合理化を図るなど、都区で自律的に算定を見直していかなければならない。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和2年度都区財政調整協議において、各費目の算定内容の見直しについて7項目の提案を行う。

令和2年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【議会総務費】

項 目	提 案 の 内 容
外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し	外国人生活支援等事業費は他事業との重複等、住居管表示費は過剰算定が生じていることから、算定を見直す。
森林整備等に要する経費の新設(態容補正)	森林環境譲与税の基準財政収入額算定に伴い、同額の基準財政需要額の算定を新設する。

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
福祉サービス安定化事業費(態容補正)の廃止	福祉サービス安定化事業に係る態容補正を廃止する。
認証保育所運営費等事業費の見直し	認証保育所の施設数等について、算定を見直す。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
健康づくり推進費(健康づくりフォローアップ指導事業費)の廃止	健康づくりフォローアップ指導事業費について、算定を廃止する。

【土木費】

項 目	提 案 の 内 容
自転車駐車場維持管理費(態容補正)の算定方法の改善	自転車駐車場維持管理費について、算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、単位費用化する。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
学校運営費(普通教室冷房設備)の廃止	小中学校の普通教室冷房設備に係るリース経費の算定を廃止する。

令和2年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 議会総務費

項 目		説 明
【議会総務費／経常】 外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し (百万円)		1 概 要 外国人生活支援等事業費に算定されている案内板、標識等について、観光案内板、広報案内板は他事業と算定重複が生じており、街区表示板のローマ字併記も対応済みであることから、当該経費を廃止する。また、住居表示管理費（住居表示板、街区表示板）に過剰算定が生じていることから実態を踏まえた見直し行う。
改定後	100	
改定前	227	
増△減	△127	
		2 算定内容 <標準区経費> ○外国人生活支援等事業費（工事請負費） 改定前 4,268千円（固定費） 改定後 0千円（固定費） ○住居表示管理費（需用費） 改定前 4,684千円（比例費） 改定後 3,624千円（比例費）
【議会総務費／経常】 森林整備等に要する経費の新設（態容補正） (百万円)		1 概 要 森林環境譲与税を基準財政収入額に算入することに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を態容補正により新規算定する。
改定後	363	
改定前	0	
増△減	363	
		2 算定内容 <態容補正> 改定後 362,701千円

2 民生費

項 目	説 明																											
<p>【社会福祉費／経常】 福祉サービス安定化事業費 (態容補正)の廃止</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">21,223</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">△21,223</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	21,223	増△減	△21,223	<p>1 概 要</p> <p>当該経費は、平成12年度に介護保険の導入や福祉施策の新たな展開などの福祉施策の改革に伴い、各区が新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図ることを目的として算定された。経費導入から20年が経過し、多様な福祉施策に対して算定の充実が図られてきていることから、算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容</p> <p>改定前 下表の金額欄の額を各区の算定単位欄の数値が23区全体の数値に占める割合に応じて各区の基準財政需要額に加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">シェア</th> <th style="width: 30%;">金額(千円)</th> <th style="width: 60%;">算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6%</td> <td style="text-align: right;">1,273,380</td> <td>18歳未満人口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14%</td> <td style="text-align: right;">2,971,220</td> <td>区立及び私立保育所入所児童数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: right;">4,244,600</td> <td>65歳以上人口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40%</td> <td style="text-align: right;">8,489,200</td> <td>生活保護の被保護者数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: right;">4,244,600</td> <td>身体障害者手帳及び愛の手帳所持者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: right;">21,223,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>改定後 0千円(廃止)</p>	シェア	金額(千円)	算定単位	6%	1,273,380	18歳未満人口	14%	2,971,220	区立及び私立保育所入所児童数	20%	4,244,600	65歳以上人口	40%	8,489,200	生活保護の被保護者数	20%	4,244,600	身体障害者手帳及び愛の手帳所持者	100%	21,223,000	
改定後	0																											
改定前	21,223																											
増△減	△21,223																											
シェア	金額(千円)	算定単位																										
6%	1,273,380	18歳未満人口																										
14%	2,971,220	区立及び私立保育所入所児童数																										
20%	4,244,600	65歳以上人口																										
40%	8,489,200	生活保護の被保護者数																										
20%	4,244,600	身体障害者手帳及び愛の手帳所持者																										
100%	21,223,000																											
<p>【児童福祉費／経常】 認証保育所運営費等事業費の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">22,146</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">25,861</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">△3,715</td> </tr> </table>	改定後	22,146	改定前	25,861	増△減	△3,715	<p>1 概 要</p> <p>認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。</p> <p>あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。</p> <p>また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度からの3年間、特別区における開設予定がないことを踏まえ、算定を廃止する。</p> <p>なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定前</td> <td style="text-align: right;">109,465千円(固定費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">882,201千円(比例費)</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">54,732千円(固定費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">789,365千円(比例費)</td> </tr> </table>	改定前	109,465千円(固定費)		882,201千円(比例費)	改定後	54,732千円(固定費)		789,365千円(比例費)													
改定後	22,146																											
改定前	25,861																											
増△減	△3,715																											
改定前	109,465千円(固定費)																											
	882,201千円(比例費)																											
改定後	54,732千円(固定費)																											
	789,365千円(比例費)																											

3 衛生費

項 目	説 明																														
<p>【衛生費／経常】 健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">1 1 0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△ 1 1 0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	1 1 0	増△減	△ 1 1 0	<p>1 概 要</p> <p>本事業は、健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、健康診査等の結果から指導を必要とする者に対して、医学的検査の実施や病態ごとの基礎知識の習得、生活習慣改善に向けた集団・個別指導を実施するための経費として算定されている。</p> <p>現在、生活習慣病予防事業の経費は、成人保健対策費の各項目において適切に算定されており、本事業はそれらとの重複が想定されるほか、福祉保健局においても上記実施要綱に基づく事業や区市町村への補助を行っていない実態を踏まえ、本事業費の算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定前</td> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">5, 9 2 3千円（固定費）</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">1, 1 2 6千円（固定費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td>4, 7 9 7千円（固定費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>事業費</td> <td>0千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">0千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td>0千円（廃止）</td> <td></td> </tr> </table>	改定前	事業費	5, 9 2 3千円（固定費）			特定財源	1, 1 2 6千円（固定費）			差引一財	4, 7 9 7千円（固定費）		改定後	事業費	0千円			特定財源	0千円			差引一財	0千円（廃止）	
改定後	0																														
改定前	1 1 0																														
増△減	△ 1 1 0																														
改定前	事業費	5, 9 2 3千円（固定費）																													
	特定財源	1, 1 2 6千円（固定費）																													
	差引一財	4, 7 9 7千円（固定費）																													
改定後	事業費	0千円																													
	特定財源	0千円																													
	差引一財	0千円（廃止）																													

4 土木費

項 目	説 明															
<p>【建築公害費／経常】 自転車駐車場維持管理費（態容補正）の算定方法の改善</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要</p> <p>自転車駐車場維持管理費について、財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、単位費用化を図る。</p> <p>なお、算定方法の改善のため、単位費用化に当たっては、影響額はないものとして、標準区経費を設定する。</p> <p>2 算定内容</p> <p>(1) 自転車駐車場維持管理費の態容補正を廃止する。</p> <p>(2) 事業名「自転車駐車場維持管理費」を設定し、単位費用化を図る。</p> <p><標準区経費（※02 フレームに合わせて標準区経費は変更予定）></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">5 5, 0 8 8千円（比例費）</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">1 0, 2 5 4千円（比例費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>4 4, 8 3 4千円（比例費）</td> <td></td> </tr> </table>	事業費	5 5, 0 8 8千円（比例費）		特定財源	1 0, 2 5 4千円（比例費）		差引一般財源	4 4, 8 3 4千円（比例費）	
改定後	0															
改定前	0															
増△減	0															
事業費	5 5, 0 8 8千円（比例費）															
特定財源	1 0, 2 5 4千円（比例費）															
差引一般財源	4 4, 8 3 4千円（比例費）															

5 教育費

項 目	説 明						
<p>【小学校費・中学校費／経常】 学校運営費(普通教室冷房設備) の廃止 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">3, 6 8 4</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△ 3, 6 8 4</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	3, 6 8 4	増△減	△ 3, 6 8 4	<p>1 概 要 当該経費は、平成 19 年度から算定が開始されている。 一方、投資的経費の義務教育施設建設費単価については、平成 25 年度に見直した際、空調に係る機械設備経費も含まれている単価で見直している。 上記のとおり、普通教室の冷房設備に係る経費については、経常的経費及び投資的経費において二重に算定されているため、その解消を目的に、当該経費に係る算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容 <標準区経費> 小学校費 1 2 6, 8 0 6 千円 (比例費) <u>中学校費 5 5, 9 4 4 千円 (比例費)</u> 1 8 2, 7 5 0 千円 (比例費)</p>
改定後	0						
改定前	3, 6 8 4						
増△減	△ 3, 6 8 4						

令和 2 年度都区財政調整区側提案事項

特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市としての万全な体制づくりなど、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、日本経済においては、緩やかな回復が続くことが期待されているが、海外経済の動向や金融資本市場の変動に加え、相次ぐ自然災害等の経済に与える影響が懸念されている。

それに加え、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な財源は一方的に奪われており、特別区財政は予断を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

1 都区間の財源配分に関する事項について

- (1) 特別区における児童相談所の設置により、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響を確実に配分割合に反映させること。
- (2) 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。

2 特別区相互間の財政調整について

幼児教育・保育の無償化への対応や投資的経費に係る工事単価の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。

3 都区財政調整協議上の諸課題について

特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和2年度都区財政調整区側提案事項関係資料

(都区間の財源配分に関する項目)

事 項 名	区分	内 容 説 明
児童相談所関連経費	新規	移管される事務の規模に応じ、配分割合を変更

(基準財政需要額の調整項目)

【議会総務費 10項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
議会運営費（健康診断経費）	新規	区議会議員の健康診断に係る経費について、新規算定
区立施設定期点検調査費（防火設備点検）	新規	区立施設の法定点検のうち、防火設備定期検査に係る経費について、新規算定
外国人生活支援等事業費（通訳タブレット運用経費）	新規	窓口業務で活用される通訳タブレットに係る経費について、新規算定
指定管理者選定等経費	充実	指定管理者の選定及び評価に係る経費について、実態に基づき算定充実
安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）	充実	自動通話録音機の貸与に係る経費について、実態に基づき算定充実
特別職職員費	充実	特別職（副区長）に係る経費について、特別区における選任実態に基づき算定充実
区立施設定期点検調査費	充実	投資的経費に係る標準施設の見直しにあわせ、標準施設面積について算定充実
新地方公会計制度運用経費	充実	統一的な基準による財務書類作成支援に係る経費について、実態に基づき算定充実
区長及び区議会議員選挙公営費	充実	区議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新たに算定し、実態に基づき算定充実
【投資】地域交流施設（区民センター・地域センター）	改善	地域交流施設（区民センター・地域センター）の標準規模（箇所数・面積）について、実態に基づき算定改善

【民生費 8項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
避難行動要支援者名簿作成等経費	新規	避難行動要支援者名簿の作成等に係る経費について、新規算定
介護人材確保等対策事業費	新規	介護人材の確保・育成・定着支援に係る経費について、新規算定

【民生費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
保育サービス推進事業費	新規	地域型保育事業における障害児保育等の取組に対する補助に係る経費について、新規算定
保育力強化事業費	新規	定期利用保育事業などにおける障害児保育等の取組に対する補助に係る経費について、新規算定
国民健康保険事業助成費（国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）	新規	国保情報集約システムの管理及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務に係る経費について、新規算定
【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費含む	新規	児童相談所の設置に伴う関連経費について、態容補正により新規算定
子ども医療費助成事業費	充実	乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業に係る経費について、実態に基づき算定充実
ひとり親家庭休養ホーム事業費	廃止	日帰りレジャー施設等の利用料助成を行うひとり親家庭休養ホーム事業について、実施実態に基づいた廃止

【衛生費 5項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
健康診査（眼科検診）	新規	眼科検診に係る経費について、新規算定
風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費	新規	昭和37年度～昭和53年度生まれの男性を対象とした風しん追加的対策に係る経費について、新規算定あわせて、風しん抗体検査事業について、各区の実施実態に基づき算定を見直す
産後ケア事業費	新規	退院直後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業に係る経費について、新規算定
予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）	充実	予防接種（日本脳炎Ⅱ期）に係る経費について、実態に基づき算定充実
心身障害者（児）歯科診療事業費	充実	心身障害者等の歯科診療に係る経費について、実態に基づき算定充実

【清掃費 2項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	改善	粗大ごみ処理手数料および粗大ごみ収集運搬委託について、実施実態に基づき算定改善

【清掃費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
最終処分委託料	改善	最終処分委託料について、実施実態に基づき算定改善

【経済労働費 1項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
観光振興費	充実	観光振興に係る経費について、実施実態に基づき算定充実

【土木費 5項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
土木総務費（地理情報システム運用経費）	新規	地理情報システムの運用に係る経費について、新規算定
【経常・態容補正】建築公害費・【投資・態容補正】都市整備費（民設自転車駐車場整備促進事業費）	新規	民設自転車駐車場の整備、維持管理に対する補助に係る経費について、態容補正により新規算定
都市計画事務費（都市整備調査委託、地区計画策定調査委託）	充実	都市整備調査及び地区計画策定調査に係る経費について、実態に基づき算定充実
【経常・種別補正】橋りょう維持補修費	充実	道路法施行規則に基づく法定点検に係る経費を新たに算定し、実態に基づき算定充実
バリアフリー計画策定経費	改善	バリアフリー計画策定に係る経費について、実施実態に基づき算定改善

【教育費 10項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【小・中学校費】学校運営費（ICT支援委託）	新規	教員がICTを活用した授業等をスムーズに行えるよう支援するICT支援員に係る経費について、新規算定
【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）	新規	屋内運動場空調設備整備に係る経費について、新規算定
【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備保守点検委託）	新規	屋内運動場空調設備の保守点検に係る経費について、新規算定
【中学校費】学校職員費（部活動指導員）	新規	部活動の顧問として技術的な指導を行う部活動指導員に係る経費について、新規算定

【教育費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	新規	私立幼稚園等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定
教育振興基本計画策定経費	新規	教育振興基本計画の策定に係る経費について、新規算定
【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	充実	顧問の教諭等と連携・協力し、部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、実態に基づき算定充実
成人式運営費	充実	会場の設営、警備等の成人式の運営に係る経費について、実態に基づき算定充実
【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費	改善	新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人英語指導員に係る経費について、算定充実 あわせて、「総合的な学習の時間」における外国人英語指導員に係る経費について、算定縮減
【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し	改善	義務教育施設の統廃合による新增築に係る経費について、態容補正の算定を見直す 統廃合に係る経費等を補完する学校数急減補正について、態容補正を現行の地方交付税基準にあわせるよう見直す 学校の標準施設面積について、実施実態に基づき算出方法を見直す

【その他 6項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
幼児教育・保育の無償化への対応	改善	幼児教育・保育の無償化に対応するため、関連事業の算定を見直す
【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）	改善	建築工事単価について、実施実態に基づき算定改善
【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）	改善	土木工事単価について、実施実態に基づき算定改善
特別交付金	—	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す 児童相談所の開設準備経費について、過年度分も含め全額算定する区分を新設する
減収補填対策	—	年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策が講じられるようにする
都市計画交付金	—	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的に見直す

令和2年度都区財政調整区側提案事項関係資料

(継続検討課題)

現在の社会経済状況等を勘案し、今後の状況の変化に応じ、提案を行う項目

項 目	課 題 の 内 容
【経常・投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	現行の物騰率が特別区の実態に即したものになっておらず、短期的な工事費の高騰を反映できていない。
利用者負担（保育所等）	保育所等の利用者負担について特別区の実態と乖離がある。

令和2年度 都区財政調整区側提案事項説明メモ一覧

【議会総務費】・・・10項目

No.	事項名	No.	事項名
1	議会運営費(健康診断経費)	6	特別職職員費
2	区立施設定期点検調査費(防火設備点検)	7	区立施設定期点検調査費
3	外国人生活支援等事業費(通訳タブレット運用経費)	8	新地方公会計制度運用経費
4	指定管理者選定等経費	9	区長及び区議会議員選挙公営費
5	安全安心まちづくり推進事業費(自動通話録音機貸与事業)	10	【投資】地域交流施設(区民センター・地域センター)

【民生費】・・・8項目

No.	事項名	No.	事項名
11	避難行動要支援者名簿作成等経費	15	国民健康保険事業助成費(国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金(普通交付金)収納事務手数料)
12	介護人材確保等対策事業費	16	【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費含む
13	保育サービス推進事業費	17	子ども医療費助成事業費
14	保育力強化事業費	18	ひとり親家庭休養ホーム事業費

【衛生費】・・・5項目

No.	事項名	No.	事項名
19	健康診査(眼科検診)	22	予防接種費(日本脳炎Ⅱ期)
20	風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費	23	心身障害者(児)歯科診療事業費
21	産後ケア事業費		

【清掃費】・・・2項目

No.	事項名	No.	事項名
24	作業運営費(粗大ゴミ収集運搬委託・粗大ゴミ処理手数料)	25	最終処分委託料

【経済労働費】・・・1項目

No.	事項名	No.	事項名
26	観光振興費		

【土木費】・・・5項目

No.	事項名	No.	事項名
27	土木総務費(地理情報システム運用経費)	30	【経常・種別補正】橋りょう維持補修費
28	【経常・態容補正】建築公害費・【投資・態容補正】都市整備費(民設自転車駐車場整備促進事業費)	31	バリアフリー計画策定経費
29	都市計画事務費(都市整備調査委託、地区計画策定調査委託)		

【教育費】・・・10項目

No.	事項名	No.	事項名
32	【小・中学校費】学校運営費(ICT支援委託)	37	教育振興基本計画策定経費
33	【小・中学校費】学校運営費(屋内運動場空調設備整備費)	38	【中学校費】学校運営費(部活動講師謝礼等)
34	【小・中学校費】学校運営費(屋内運動場空調設備保守点検委託)	39	成人式運営費
35	【中学校費】学校職員費(部活動指導員)	40	【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費
36	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	41	【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し

【その他】・・・6項目

No.	事項名	No.	事項名
42	幼児教育・保育の無償化への対応	45	特別交付金
43	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)	46	減収補填対策
44	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)	47	都市計画交付金

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	1	議会総務費	経常		
事業名	議会運営費（健康診断経費）				
<p>● 概要</p> <p>区議会議員の健康診断に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準区経費の委託料単価については、職員健康管理費の職員健康管理委託料単価と同額で算定する。 <p>【標準区経費】（全固定） 委託料（健康診断委託料） @14,280円×40人=571,200円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	561,771,028	562,342,228	12,921	12,934	13
比例費	0	0			

No	2	議会総務費	経常		
事業名	区立施設定期点検調査費（防火設備点検）				
<p>● 概要</p> <p>区立施設の法定点検のうち、防火設備定期検査に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査費単価 @57円/m² 点検周期 年1回 <p>【標準区経費】（一部固定） 委託料（防火設備点検調査費） 29,272,020円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	6,181,929	10,982,848	1,084	1,860	776
比例費	34,673,614	59,144,715			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	3	議会総務費	経常		
事業名	外国人生活支援等事業費（通訳タブレット運用経費）				
<p>● 概要</p> <p>窓口業務で活用される通訳タブレットに係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 委託料（通訳タブレット運用経費） 2,611,000円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	37,109,600	39,720,600	854	914	60
比例費	0	0			

No	4	議会総務費	経常																				
事業名	指定管理者選定等経費																						
<p>● 概要</p> <p>指定管理者の選定及び評価に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報償費（選定委員会委員謝礼）</td> <td>245,100円</td> <td>⇒</td> <td>264,600円</td> <td>(+19,500円)</td> </tr> <tr> <td>報償費（評価委員会委員謝礼）</td> <td>129,200円</td> <td>⇒</td> <td>165,600円</td> <td>(+36,400円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>991,400円</td> <td>⇒</td> <td>1,092,000円</td> <td>(+100,600円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,365,700円</td> <td>⇒</td> <td>1,522,200円</td> <td>(+156,500円)</td> </tr> </table>				報償費（選定委員会委員謝礼）	245,100円	⇒	264,600円	(+19,500円)	報償費（評価委員会委員謝礼）	129,200円	⇒	165,600円	(+36,400円)	委託料	991,400円	⇒	1,092,000円	(+100,600円)	計	1,365,700円	⇒	1,522,200円	(+156,500円)
報償費（選定委員会委員謝礼）	245,100円	⇒	264,600円	(+19,500円)																			
報償費（評価委員会委員謝礼）	129,200円	⇒	165,600円	(+36,400円)																			
委託料	991,400円	⇒	1,092,000円	(+100,600円)																			
計	1,365,700円	⇒	1,522,200円	(+156,500円)																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	359,179	426,216	36	40	4																		
比例費	1,006,521	1,095,984																					

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	5	議会総務費	経常			
事業名	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）					
<p>● 概要</p> <p>自動通話録音機の貸与に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>需用費（自動通話録音機購入費） 1,895,400円 ⇒ 8,227,068円（+6,331,668円） (@5,850円×324台) (@5,452円×1,509台)</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>都支出金 947,000円 ⇒ 4,113,534円（+3,166,534円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 948,400円 ⇒ 4,113,534円（+3,165,134円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	53,505,717	53,204,126	1,282	1,369	87	
比例費	1,872,543	5,339,268				

No	6	議会総務費	経常			
事業名	特別職職員費					
<p>● 概要</p> <p>特別職（副区長）に係る経費について、特別区における選任実態に基づき算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・特別区の実態を踏まえ、副区長の選任人数を2人とする。</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>給料 11,040,000円 ⇒ 22,080,000円（+11,040,000円）</p> <p>職員手当等 9,194,554円 ⇒ 18,389,108円（+9,194,554円）</p> <p>共済費 2,491,848円 ⇒ 4,983,696円（+2,491,848円）</p> <p>災害補償費 5,168円 ⇒ 10,336円（+5,168円）</p> <hr/> <p>計 22,731,570円 ⇒ 45,463,140円（+22,731,570円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	71,771,636	94,503,206	1,651	2,174	523	
比例費	0	0				

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	7	議会総務費	経常																
事業名	区立施設定期点検調査費																		
<p>● 概要</p> <p>平成29年度財調協議の投資的経費に係る標準施設の見直しにあわせ、標準施設面積について算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>委託料（建築物点検調査費）</td> <td>9,165,000円</td> <td>⇒</td> <td>9,167,312円（+2,312円）</td> </tr> <tr> <td>委託料（建築設備及び昇降機点検調査費）</td> <td>14,419,200円</td> <td>⇒</td> <td>14,422,248円（+3,048円）</td> </tr> <tr> <td>委託料（外壁点検調査費）</td> <td>13,433,343円</td> <td>⇒</td> <td>13,436,038円（+2,695円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,017,543円 (220,428㎡)</td> <td>⇒</td> <td>37,025,598円（+8,055円） (220,531㎡)</td> </tr> </table>				委託料（建築物点検調査費）	9,165,000円	⇒	9,167,312円（+2,312円）	委託料（建築設備及び昇降機点検調査費）	14,419,200円	⇒	14,422,248円（+3,048円）	委託料（外壁点検調査費）	13,433,343円	⇒	13,436,038円（+2,695円）	計	37,017,543円 (220,428㎡)	⇒	37,025,598円（+8,055円） (220,531㎡)
委託料（建築物点検調査費）	9,165,000円	⇒	9,167,312円（+2,312円）																
委託料（建築設備及び昇降機点検調査費）	14,419,200円	⇒	14,422,248円（+3,048円）																
委託料（外壁点検調査費）	13,433,343円	⇒	13,436,038円（+2,695円）																
計	37,017,543円 (220,428㎡)	⇒	37,025,598円（+8,055円） (220,531㎡)																
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																	
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)														
固定費	6,181,929	6,072,198	1,084	1,085	1														
比例費	34,673,614	34,791,400																	

No	8	議会総務費	経常				
事業名	新地方公会計制度運用経費						
<p>● 概要</p> <p>統一的な基準による財務書類作成支援に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table> <tr> <td>委託料</td> <td>1,385,000円</td> <td>⇒</td> <td>4,769,722円（+3,384,722円）</td> </tr> </table>				委託料	1,385,000円	⇒	4,769,722円（+3,384,722円）
委託料	1,385,000円	⇒	4,769,722円（+3,384,722円）				
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）					
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)		
固定費	1,385,000	4,769,722	32	110	78		
比例費	0	0					

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	9	議会総務費	経常																																																																		
事業名	区長及び区議会議員選挙公営費																																																																				
<p>● 概要</p> <p>区議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新たに算定するとともに、ポスター掲示場設置経費などの算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>職員手当等</td> <td>368,800円</td> <td>⇒</td> <td>368,800円</td> <td>(±0円)</td> </tr> <tr> <td>需用費（選挙公報）</td> <td>582,800円</td> <td>⇒</td> <td>587,990円</td> <td>(+5,190円)</td> </tr> <tr> <td>需用費（ビラ作成（区長））</td> <td>82,980円</td> <td>⇒</td> <td>80,150円</td> <td>(△2,830円)</td> </tr> <tr> <td>需用費（ビラ作成（区議））</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>318,300円</td> <td>(+318,300円)</td> </tr> <tr> <td>需用費（ポスター印刷）</td> <td>5,137,250円</td> <td>⇒</td> <td>4,912,060円</td> <td>(△225,190円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>1,597,680円</td> <td>⇒</td> <td>1,635,150円</td> <td>(+37,470円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>6,603,960円</td> <td>⇒</td> <td>10,214,300円</td> <td>(+3,610,340円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>1,519,410円</td> <td>⇒</td> <td>1,559,380円</td> <td>(+39,970円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,892,880円</td> <td>⇒</td> <td>19,676,130円</td> <td>(+3,783,250円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>2,508,440</td> <td>925,960</td> <td rowspan="2">422</td> <td rowspan="2">531</td> <td rowspan="2">109</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>13,384,440</td> <td>18,750,170</td> </tr> </tbody> </table>				職員手当等	368,800円	⇒	368,800円	(±0円)	需用費（選挙公報）	582,800円	⇒	587,990円	(+5,190円)	需用費（ビラ作成（区長））	82,980円	⇒	80,150円	(△2,830円)	需用費（ビラ作成（区議））	0円	⇒	318,300円	(+318,300円)	需用費（ポスター印刷）	5,137,250円	⇒	4,912,060円	(△225,190円)	役務費	1,597,680円	⇒	1,635,150円	(+37,470円)	委託料	6,603,960円	⇒	10,214,300円	(+3,610,340円)	使用料及び賃借料	1,519,410円	⇒	1,559,380円	(+39,970円)	計	15,892,880円	⇒	19,676,130円	(+3,783,250円)	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	2,508,440	925,960	422	531	109	比例費	13,384,440	18,750,170
職員手当等	368,800円	⇒	368,800円	(±0円)																																																																	
需用費（選挙公報）	582,800円	⇒	587,990円	(+5,190円)																																																																	
需用費（ビラ作成（区長））	82,980円	⇒	80,150円	(△2,830円)																																																																	
需用費（ビラ作成（区議））	0円	⇒	318,300円	(+318,300円)																																																																	
需用費（ポスター印刷）	5,137,250円	⇒	4,912,060円	(△225,190円)																																																																	
役務費	1,597,680円	⇒	1,635,150円	(+37,470円)																																																																	
委託料	6,603,960円	⇒	10,214,300円	(+3,610,340円)																																																																	
使用料及び賃借料	1,519,410円	⇒	1,559,380円	(+39,970円)																																																																	
計	15,892,880円	⇒	19,676,130円	(+3,783,250円)																																																																	
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																																		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																																
固定費	2,508,440	925,960	422	531	109																																																																
比例費	13,384,440	18,750,170																																																																			

No	10	議会総務費	投資																																																																		
事業名	【投資】地域交流施設（区民センター・地域センター）																																																																				
<p>● 概要</p> <p>地域交流施設（区民センター・地域センター）の標準規模（箇所数・面積）について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費の算出にあたっては、「No43【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）」において提案している工事単価を反映している。 <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>区民センター（改築）</td> <td>114,560,000円</td> <td>⇒</td> <td>191,979,648円</td> <td>(+77,419,648円)</td> </tr> <tr> <td>(1箇所×10,000㎡×@572,800円×1/50)</td> <td></td> <td></td> <td>(1箇所×16,758㎡×@572,800円×1/50)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区民センター（大規模改修）</td> <td>81,000,000円</td> <td>⇒</td> <td>135,739,800円</td> <td>(+54,739,800円)</td> </tr> <tr> <td>(1箇所×10,000㎡×@8,100円)</td> <td></td> <td></td> <td>(1箇所×16,758㎡×@8,100円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域センター（改築）</td> <td>109,519,360円</td> <td>⇒</td> <td>319,035,689円</td> <td>(+209,516,329円)</td> </tr> <tr> <td>(4箇所×2,390㎡×@572,800円×1/50)</td> <td></td> <td></td> <td>(26箇所×1,071㎡×@572,800円×1/50)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域センター（大規模改修）</td> <td>77,436,000円</td> <td>⇒</td> <td>225,575,164円</td> <td>(+148,139,164円)</td> </tr> <tr> <td>(4箇所×2,390㎡×@8,100円)</td> <td></td> <td></td> <td>(26箇所×1,071㎡×@8,100円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>382,515,360円</td> <td>⇒</td> <td>872,330,301円</td> <td>(+489,814,941円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>462,890,520</td> <td>578,452,549</td> <td rowspan="2">10,647</td> <td rowspan="2">23,478</td> <td rowspan="2">12,831</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>0</td> <td>374,252,912</td> </tr> </tbody> </table>				区民センター（改築）	114,560,000円	⇒	191,979,648円	(+77,419,648円)	(1箇所×10,000㎡×@572,800円×1/50)			(1箇所×16,758㎡×@572,800円×1/50)		区民センター（大規模改修）	81,000,000円	⇒	135,739,800円	(+54,739,800円)	(1箇所×10,000㎡×@8,100円)			(1箇所×16,758㎡×@8,100円)		地域センター（改築）	109,519,360円	⇒	319,035,689円	(+209,516,329円)	(4箇所×2,390㎡×@572,800円×1/50)			(26箇所×1,071㎡×@572,800円×1/50)		地域センター（大規模改修）	77,436,000円	⇒	225,575,164円	(+148,139,164円)	(4箇所×2,390㎡×@8,100円)			(26箇所×1,071㎡×@8,100円)		計	382,515,360円	⇒	872,330,301円	(+489,814,941円)	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	462,890,520	578,452,549	10,647	23,478	12,831	比例費	0	374,252,912
区民センター（改築）	114,560,000円	⇒	191,979,648円	(+77,419,648円)																																																																	
(1箇所×10,000㎡×@572,800円×1/50)			(1箇所×16,758㎡×@572,800円×1/50)																																																																		
区民センター（大規模改修）	81,000,000円	⇒	135,739,800円	(+54,739,800円)																																																																	
(1箇所×10,000㎡×@8,100円)			(1箇所×16,758㎡×@8,100円)																																																																		
地域センター（改築）	109,519,360円	⇒	319,035,689円	(+209,516,329円)																																																																	
(4箇所×2,390㎡×@572,800円×1/50)			(26箇所×1,071㎡×@572,800円×1/50)																																																																		
地域センター（大規模改修）	77,436,000円	⇒	225,575,164円	(+148,139,164円)																																																																	
(4箇所×2,390㎡×@8,100円)			(26箇所×1,071㎡×@8,100円)																																																																		
計	382,515,360円	⇒	872,330,301円	(+489,814,941円)																																																																	
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																																		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																																
固定費	462,890,520	578,452,549	10,647	23,478	12,831																																																																
比例費	0	374,252,912																																																																			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	1 1	民生費（社会福祉費）	経常								
事業名	避難行動要支援者名簿作成等経費										
<p>● 概 要</p> <p>災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者名簿の作成等に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>需用費</td> <td>267,000円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>562,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>203,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,032,000円</td> </tr> </table>				需用費	267,000円	役務費	562,000円	委託料	203,000円	計	1,032,000円
需用費	267,000円										
役務費	562,000円										
委託料	203,000円										
計	1,032,000円										
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）							
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)						
固定費	0	320,000	0	27	27						
比例費	0	712,000									

No	1 2	民生費（社会福祉費）	経常										
事業名	介護人材確保等対策事業費												
<p>● 概 要</p> <p>介護事業所職員に対する初任者研修の受講料助成やキャリアアップ研修の実施等に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>委託料</td> <td>2,224,000円</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>4,717,000円</td> </tr> <tr> <td>【特定財源】（一部固定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,206,000円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>1,735,000円</td> </tr> </table>				委託料	2,224,000円	負担金補助及び交付金	4,717,000円	【特定財源】（一部固定）		都支出金	5,206,000円	差引一般財源	1,735,000円
委託料	2,224,000円												
負担金補助及び交付金	4,717,000円												
【特定財源】（一部固定）													
都支出金	5,206,000円												
差引一般財源	1,735,000円												
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）									
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)								
固定費	0	271,000	0	46	46								
比例費	0	1,464,000											

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	13	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	保育サービス推進事業費					
<p>● 概要</p> <p>地域型保育事業における障害児保育等の取組に対する補助に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金 13,262,000円</p> <p>【特定財源】（全比例） 都支出金 6,631,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 6,631,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	0	6,631,000	0	174	174	

No	14	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	保育力強化事業費					
<p>● 概要</p> <p>定期利用保育事業などにおける障害児保育等の取組に対する補助に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金 610,000円</p> <p>【特定財源】（全比例） 都支出金 305,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 305,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	0	305,000	0	7	7	

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	15	民生費（国民健康保険事業助成費）	経常				
事業名	国民健康保険事業助成費（国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）						
<p>● 概要</p> <p>国保情報集約システムの管理及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>繰出金 （国保情報集約システム管理委託料） @6.8円×113,780人×12月 = 9,284,448円</p> <p>繰出金 （保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）@1,100円×12月 = 13,200円</p> <hr/> <p>計 9,297,648円</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	159,956,056	159,956,056	54,163	54,338	175
		比例費	2,686,845,370	2,696,129,370			

No	16	民生費（児童福祉費）、衛生費	—				
事業名	【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費						
<p>● 概要</p> <p>児童相談所の設置に伴う関連経費について、態容補正により新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】</p> <p>児童相談所の標準区モデル（標準区経費）に当該年度の測定単位を乗じる態容補正（加算型）による算定とする。なお、年度途中開設の場合は、当該年度の開設月数分を算定する。</p> <p>○ 民生費（児童福祉費） 経常的経費 態容補正(Ⅲ) 差引一般財源 1,187,664,785円</p> <p>○ 民生費（児童福祉費） 投資的経費 態容補正(Ⅱ) 差引一般財源 43,979,940円</p> <p>○ 衛生費 経常的経費 態容補正(Ⅱ) 差引一般財源 4,890,623円</p> <p>⇒補足資料（P9～10）のとおり</p> <p>児童福祉施設（児童養護施設等）建設費に対する助成について、前年度実績に基づく態容補正（加算型）による算定とする。</p> <p>○ 民生費（児童福祉費） 投資的経費 態容補正(Ⅲ)</p> <p>※影響額は、令和2年度開設予定の3区分を見込んでいる。</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	—	—	0	5,729	5,729
		比例費	—	—			

No.16【經常・投資・態容補正】児童相談所関連経費〔補足資料〕

児童相談所関連経費 標準区モデル(標準区経費)

●民生費 児童福祉費(經常的経費) 態容補正Ⅲ

1 法定事務

(1)児童相談所運営費

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	児童相談所運営費	報酬	30,816,360	30,816,360	0
		給与費	292,467,152	153,930,080	138,537,072
		報償費	646,370	0	646,370
		旅費	6,344,400	2,537,760	3,806,640
		需用費	13,918,959	7,832,359	6,086,600
		役務費	3,821,624	2,042,016	1,779,608
		委託料	19,977,235	13,636,428	6,340,807
		使用料及賃借料	284,549	14,149	270,400
		工事請負費	1,406,715	844,029	562,686
		備品購入費	346,119	245,720	100,399
		負担金補助及 交付金(負担金)	368,564	110,329	258,235
		公課費	18,900	18,900	0
合計			370,416,947	212,028,130	158,388,817
特定財源		国庫支出金	6,111,000	5,968,000	143,000
差引一般財源			364,305,947	206,060,130	158,245,817

(2)一時保護所運営費

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	一時保護所運営費	報酬	9,974,400	9,974,400	0
		給与費	161,626,584	43,870,073	117,756,511
		職員手当等	5,825,400	1,747,620	4,077,780
		需用費	3,240,770	829,562	2,411,208
		役務費	1,524,776	418,698	1,106,078
		委託料	7,764,706	2,498,644	5,266,062
		使用料及賃借料	817,415	240,320	577,095
		備品購入費	367,663	108,093	259,570
		扶助費	22,733,870	5,238,134	17,495,736
		合計		213,875,584	64,925,544
特定財源		国庫支出金	45,322,060	13,420,588	31,901,472
差引一般財源			168,553,524	51,504,956	117,048,568

(3)措置費(国基準分)

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	措置費(国基準分)	扶助費	517,285,759	0	517,285,759
合計			517,285,759	0	517,285,759
特定財源		分担金及負担金	4,568,057	0	4,568,057
		国庫支出金	250,852,000	0	250,852,000
		諸収入	739,446	0	739,446
		使用料及手数料	20,245	0	20,245
		計	256,179,748	0	256,179,748
差引一般財源			261,106,011	0	261,106,011

(4)設置市事務

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	設置市事務	報酬	10,042,080	10,042,080	0
		給与費	62,394,287	29,581,873	32,812,414
		報償費	341,000	341,000	0
		旅費	337,110	212,697	124,413
		需用費	860,000	860,000	0
		役務費	2,368,500	2,368,500	0
		委託料	16,525,356	16,345,000	180,356
		使用料及賃借料	12,000	12,000	0
		扶助費	103,872,751	0	103,872,751
		負担金補助及 交付金(補助金)	54,442,875	0	54,442,875
		合計		251,195,959	59,763,150
特定財源		分担金及負担金	179	0	179
		国庫支出金	89,663,000	10,548,000	79,115,000
		都支出金	△ 19,678,000	△ 9,941,000	△ 9,737,000
		計	69,985,179	607,000	69,378,179
差引一般財源			181,210,780	59,156,150	122,054,630

2 旧東京都単独事業

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	旧東京都単独事業	負担金補助及 交付金(補助金)	212,488,523	0	212,488,523
合計			212,488,523	0	212,488,523
特定財源			-	0	0
差引一般財源			212,488,523	0	212,488,523

3 民生費 児童福祉費(経常的経費) 態容補正Ⅲ 合計

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
差引一般財源		-	1,187,664,785	316,721,236	870,943,549

標準区一般財源所要額(円)			23区合計額(百万円)		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	0	5,534	5,534
比例費	—	—			

● 民生費 児童福祉費(投資的経費) 態容補正Ⅱ

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	改築・大規模改修費	工事請負費	56,027,940	26,387,964	29,639,976
合計			56,027,940	26,387,964	29,639,976
特定財源			国庫支出金	7,228,800	4,819,200
差引一般財源			43,979,940	19,159,164	24,820,776

標準区一般財源所要額(円)			23区合計額(百万円)		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	0	170	170
比例費	—	—			

● 衛生費(経常的経費) 態容補正Ⅱ

単位:円

区分		節名	経費	固定費	比例費
基準的 経費	児童福祉施設に関する 事務(助産施設)	扶助費	4,061,742	0	4,061,742
		委託料	348	0	348
合計			4,062,090	0	4,062,090
特定財源		分担金及負担金	24,867	0	24,867
		国庫支出金	1,179,400	0	1,179,400
		都支出金	△ 2,323,700	0	△ 2,323,700
		諸収入	290,900	0	290,900
		計	△ 828,533	0	△ 828,533
差引一般財源			4,890,623	0	4,890,623

標準区一般財源所要額(円)			23区合計額(百万円)		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	0	25	25
比例費	—	—			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	17	民生費（児童福祉費）	経常																																																																																																								
事業名	子ども医療費助成事業費																																																																																																										
<p>● 概要</p> <p>乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業に係る経費について、所得制限を撤廃するなど事業費全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○乳幼児医療費助成事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>職員手当等、旅費</td> <td>50,810円</td> <td>⇒</td> <td>50,810円</td> <td>(±0円)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>166,800円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△166,800円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>122,160円</td> <td>⇒</td> <td>353,000円</td> <td>(+230,840円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>537,490円</td> <td>⇒</td> <td>1,247,000円</td> <td>(+709,510円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>20,827,234円</td> <td>⇒</td> <td>29,167,385円</td> <td>(+8,340,151円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>28,140円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△28,140円)</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>528,778,422円</td> <td>⇒</td> <td>706,516,496円</td> <td>(+177,738,074円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>550,511,056円</td> <td>⇒</td> <td>737,334,691円</td> <td>(+186,823,635円)</td> </tr> </table> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○義務教育就学児医療費助成事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>職員手当等、旅費</td> <td>50,810円</td> <td>⇒</td> <td>50,810円</td> <td>(±0円)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>166,800円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△166,800円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>122,160円</td> <td>⇒</td> <td>335,000円</td> <td>(+212,840円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>537,490円</td> <td>⇒</td> <td>1,276,000円</td> <td>(+738,510円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>14,779,297円</td> <td>⇒</td> <td>24,811,012円</td> <td>(+10,031,715円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>27,720円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△27,720円)</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>475,540,476円</td> <td>⇒</td> <td>785,430,221円</td> <td>(+309,889,745円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>491,224,753円</td> <td>⇒</td> <td>811,903,043円</td> <td>(+320,678,290円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27,221</td> <td>40,482</td> <td>13,261</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>1,041,735,809</td> <td>1,549,237,734</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				職員手当等、旅費	50,810円	⇒	50,810円	(±0円)	賃金	166,800円	⇒	0円	(△166,800円)	需用費	122,160円	⇒	353,000円	(+230,840円)	役務費	537,490円	⇒	1,247,000円	(+709,510円)	委託料	20,827,234円	⇒	29,167,385円	(+8,340,151円)	備品購入費	28,140円	⇒	0円	(△28,140円)	扶助費	528,778,422円	⇒	706,516,496円	(+177,738,074円)	計	550,511,056円	⇒	737,334,691円	(+186,823,635円)	職員手当等、旅費	50,810円	⇒	50,810円	(±0円)	賃金	166,800円	⇒	0円	(△166,800円)	需用費	122,160円	⇒	335,000円	(+212,840円)	役務費	537,490円	⇒	1,276,000円	(+738,510円)	委託料	14,779,297円	⇒	24,811,012円	(+10,031,715円)	備品購入費	27,720円	⇒	0円	(△27,720円)	扶助費	475,540,476円	⇒	785,430,221円	(+309,889,745円)	計	491,224,753円	⇒	811,903,043円	(+320,678,290円)	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0	27,221	40,482	13,261	比例費	1,041,735,809	1,549,237,734			
職員手当等、旅費	50,810円	⇒	50,810円	(±0円)																																																																																																							
賃金	166,800円	⇒	0円	(△166,800円)																																																																																																							
需用費	122,160円	⇒	353,000円	(+230,840円)																																																																																																							
役務費	537,490円	⇒	1,247,000円	(+709,510円)																																																																																																							
委託料	20,827,234円	⇒	29,167,385円	(+8,340,151円)																																																																																																							
備品購入費	28,140円	⇒	0円	(△28,140円)																																																																																																							
扶助費	528,778,422円	⇒	706,516,496円	(+177,738,074円)																																																																																																							
計	550,511,056円	⇒	737,334,691円	(+186,823,635円)																																																																																																							
職員手当等、旅費	50,810円	⇒	50,810円	(±0円)																																																																																																							
賃金	166,800円	⇒	0円	(△166,800円)																																																																																																							
需用費	122,160円	⇒	335,000円	(+212,840円)																																																																																																							
役務費	537,490円	⇒	1,276,000円	(+738,510円)																																																																																																							
委託料	14,779,297円	⇒	24,811,012円	(+10,031,715円)																																																																																																							
備品購入費	27,720円	⇒	0円	(△27,720円)																																																																																																							
扶助費	475,540,476円	⇒	785,430,221円	(+309,889,745円)																																																																																																							
計	491,224,753円	⇒	811,903,043円	(+320,678,290円)																																																																																																							
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																																																																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																																																																						
固定費	0	0	27,221	40,482	13,261																																																																																																						
比例費	1,041,735,809	1,549,237,734																																																																																																									

No	18	民生費（児童福祉費）	経常																													
事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業費																															
<p>● 概要</p> <p>日帰りレジャー施設等の利用料助成を行うひとり親家庭休養ホーム事業について、算定を廃止する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>扶助費</td> <td>327,000円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△327,000円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>△9</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>327,000</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				扶助費	327,000円	⇒	0円	(△327,000円)	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0	9	0	△9	比例費	327,000	0			
扶助費	327,000円	⇒	0円	(△327,000円)																												
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																													
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																											
固定費	0	0	9	0	△9																											
比例費	327,000	0																														

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	19	衛生費	経常										
事業名	健康診査（眼科検診）												
<p>● 概要</p> <p>眼科検診に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査委託料については、対象年齢「55歳」、委託方法「医師会への委託方式」、自己負担額「500円」、検査項目「問診、（精密）眼底検査、（精密）眼圧検査、（細隙灯）顕微鏡検査」を標準区の算定対象とする。 <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">需用費</td> <td style="text-align: right;">83,000円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td style="text-align: right;">378,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料（検査委託料）</td> <td style="text-align: right;">3,115,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料（検診結果データ入力委託等）</td> <td style="text-align: right;">218,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,794,000円</td> </tr> </table>				需用費	83,000円	役務費	378,000円	委託料（検査委託料）	3,115,000円	委託料（検診結果データ入力委託等）	218,000円	計	3,794,000円
需用費	83,000円												
役務費	378,000円												
委託料（検査委託料）	3,115,000円												
委託料（検診結果データ入力委託等）	218,000円												
計	3,794,000円												
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）									
		現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)							
固定費	0	0	0	103	103								
比例費	0	3,794,000	0	103	103								

No	20	衛生費	経常						
事業名	風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費								
<p>● 概要</p> <p>昭和37年度～昭和53年度生まれの男性を対象とした風しん追加的対策に係る経費について、新規算定する。あわせて、風しん抗体検査事業について、追加的対策事業と重複する対象者の整理を行う。</p> <p>● 算定内容</p> <p>○風しん追加的対策事業費</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">委託料（抗体検査委託料）</td> <td style="text-align: right;">64,120,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料（予防接種委託料）</td> <td style="text-align: right;">43,435,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">107,555,000円</td> </tr> </table>				委託料（抗体検査委託料）	64,120,000円	委託料（予防接種委託料）	43,435,000円	計	107,555,000円
委託料（抗体検査委託料）	64,120,000円								
委託料（予防接種委託料）	43,435,000円								
計	107,555,000円								
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）					
		現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)			
固定費	0	0	0	2,898	2,898				
比例費	0	107,555,000	0	2,898	2,898				

※下表の金額は、風しん追加的対策事業費の額。

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	2 1	衛生費	経常			
事業名	産後ケア事業費					
<p>● 概 要</p> <p>退院直後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>委託料 17,467,000円</p> <p>【特定財源】（全固定）</p> <p>国庫支出金 7,800,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 9,667,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	0	9,667,000	0	222	222	

No	2 2	衛生費	経常																				
事業名	予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）																						
<p>● 概 要</p> <p>予防接種（日本脳炎Ⅱ期）に係る経費について、接種率等を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>・ 予防接種費のうち日本脳炎（Ⅱ期）について、平成28年度の実績に基づく接種率から、平成28年度～平成30年度の3か年平均実績に基づく接種率等に見直す。</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価</th> <th>対象者数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>7,015円</td> <td>1,110人</td> <td>⇒</td> <td>2,501人 (+9,757,870円)</td> </tr> <tr> <td>不相当者分</td> <td>3,127円</td> <td>1人</td> <td>⇒</td> <td>1人 (±0円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,111人</td> <td>⇒</td> <td>2,502人 (+9,757,870円)</td> </tr> </tbody> </table>					単価	対象者数			一般分	7,015円	1,110人	⇒	2,501人 (+9,757,870円)	不相当者分	3,127円	1人	⇒	1人 (±0円)	計		1,111人	⇒	2,502人 (+9,757,870円)
	単価	対象者数																					
一般分	7,015円	1,110人	⇒	2,501人 (+9,757,870円)																			
不相当者分	3,127円	1人	⇒	1人 (±0円)																			
計		1,111人	⇒	2,502人 (+9,757,870円)																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	0																					
比例費	849,359,550	859,117,415	212	477	265																		

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	23	衛生費	経常																											
事業名	心身障害者（児）歯科診療事業費																													
<p>● 概要</p> <p>心身障害者（児）歯科診療に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="0"> <tr> <td>旅費</td> <td>7,070円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△7,070円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>210,090円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△210,090円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>13,080円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△13,080円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>14,217,200円</td> <td>⇒</td> <td>22,779,000円</td> <td>(+8,561,800円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,447,440円</td> <td>⇒</td> <td>22,779,000円</td> <td>(+8,331,560円)</td> </tr> </table>						旅費	7,070円	⇒	0円	(△7,070円)	需用費	210,090円	⇒	0円	(△210,090円)	役務費	13,080円	⇒	0円	(△13,080円)	委託料	14,217,200円	⇒	22,779,000円	(+8,561,800円)	計	14,447,440円	⇒	22,779,000円	(+8,331,560円)
旅費	7,070円	⇒	0円	(△7,070円)																										
需用費	210,090円	⇒	0円	(△210,090円)																										
役務費	13,080円	⇒	0円	(△13,080円)																										
委託料	14,217,200円	⇒	22,779,000円	(+8,561,800円)																										
計	14,447,440円	⇒	22,779,000円	(+8,331,560円)																										
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																											
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																									
固定費	0	0	392	619	227																									
比例費	14,447,440	22,779,000																												

No	24	清掃費（収集作業費）	経常																	
事業名	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）																			
<p>● 概要</p> <p>粗大ごみ処理手数料および粗大ごみ収集運搬委託について、平成29年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、特別区の平成30年度実績に基づき算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>委託料（粗大ごみ収集運搬委託）</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>239,756,300円</td> <td>⇒</td> <td>260,698,000円</td> <td>(+20,941,700円)</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>使用料及び手数料（粗大ごみ処理手数料）</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>114,926,000円</td> <td>⇒</td> <td>168,494,000円</td> <td>(+53,568,000円)</td> </tr> </table> <hr/> <p>差引一般財源</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>124,830,300円</td> <td>⇒</td> <td>92,204,000円</td> <td>(△32,626,300円)</td> </tr> </table>							239,756,300円	⇒	260,698,000円	(+20,941,700円)		114,926,000円	⇒	168,494,000円	(+53,568,000円)		124,830,300円	⇒	92,204,000円	(△32,626,300円)
	239,756,300円	⇒	260,698,000円	(+20,941,700円)																
	114,926,000円	⇒	168,494,000円	(+53,568,000円)																
	124,830,300円	⇒	92,204,000円	(△32,626,300円)																
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)															
固定費	23,000,230	△7,522,770	△1,483	△2,241	△758															
比例費	△75,059,040	△77,162,340																		

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	25	清掃費（処理処分費）	経常			
事業名	最終処分委託料					
<p>● 概要</p> <p>最終処分委託料について、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、平成30年度の埋立処分実績量に基づき算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>委託料 99,726,564円 ⇒ 102,824,369円（+3,097,805円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	69,304,347	68,869,565				
比例費	30,422,217	33,954,804	2,421	2,507	86	

No	26	経済労働費	経常			
事業名	観光振興費					
<p>● 概要</p> <p>観光振興費について、算定を充実する。なお、特別区の実施実態を踏まえ、PR関係の印刷等、イベントの実施及び観光関係団体補助に区分し、包括的に算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>需用費 6,706,210円 ⇒ 9,848,056円（+3,141,846円）</p> <p>委託料 6,984,990円 ⇒ 37,927,593円（+30,942,603円）</p> <p>使用料及び賃借料 12,706,000円 ⇒ 53,580,000円（+40,874,000円）</p> <hr/> <p>計 26,397,200円 ⇒ 101,355,649円（+74,958,449円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	26,397,200	101,355,649				
比例費	0	0	607	2,331	1,724	

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	27	土木費（建築公害費）	経常						
事業名	土木総務費（地理情報システム運用経費）								
<p>● 概要</p> <p>地理情報システムの運用に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="1"> <tr> <td>委託料</td> <td>7,612,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>1,427,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,039,000円</td> </tr> </table>				委託料	7,612,000円	使用料及び賃借料	1,427,000円	計	9,039,000円
委託料	7,612,000円								
使用料及び賃借料	1,427,000円								
計	9,039,000円								
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）					
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)				
固定費	318,036,831	327,075,831	20,018	20,226	208				
比例費	467,301,651	467,301,651							

No	28	土木費（建築公害費・都市整備費）	—			
事業名	【経常・態容補正】建築公害費・【投資・態容補正】都市整備費（民設自転車駐車場整備促進事業費）					
<p>● 概要</p> <p>民設自転車駐車場の整備、維持管理に対する補助に係る経費について、態容補正により新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】</p> <p>維持管理費：前年度実績に基づく態容補正（加算型）による算定とする。</p> <p>整備費：前年度実績に基づく態容補正（加算型）による算定とする。</p>						
※影響額は、過去3か年（平成28～平成30年度）平均の実績から算出。						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	—	—	0	18	18	
比例費	—	—				

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	29	土木費（都市整備費）	経常			
事業名	都市計画事務費（都市整備調査委託、地区計画策定調査委託）					
<p>● 概要</p> <p>都市整備調査及び地区計画策定調査に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費を見直すとともに、算定方法を全固定に見直す。 （現行は都市整備調査委託：一部固定、地区計画策定調査委託：全比例） <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>委託料（都市整備調査委託） 21,014,000円 ⇒ 25,950,000円（+4,936,000円） 委託料（地区計画策定調査委託） 5,851,000円 ⇒ 17,193,000円（+11,342,000円）</p> <p>【特定財源】（全固定）</p> <p>都支出金（地区計画策定調査委託） 2,926,000円 ⇒ 452,000円（△2,474,000円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 23,939,000円 ⇒ 42,691,000円（+18,752,000円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	10,508,000	42,691,000	715	1,090	375
	比例費	17,397,830	3,966,830			

No	30	土木費（道路橋りょう費）	経常			
事業名	【経常・種別補正】橋りょう維持補修費					
<p>● 概要</p> <p>道路法施行規則に基づく法定点検に係る経費を新たに算定するなど、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>給与費 7,696,504円 ⇒ 7,696,504円（±0円） 需用費 494,000円 ⇒ 197,000円（△297,000円） 委託料 3,509,000円 ⇒ 55,609,000円（+52,100,000円） 使用料及び賃借料 193,000円 ⇒ 0円（△193,000円） 工事請負費 7,581,000円 ⇒ 122,464,000円（+114,883,000円） 原材料費 331,000円 ⇒ 0円（△331,000円）</p> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>国庫支出金 0円 ⇒ 20,334,000円（+20,334,000円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 19,804,504円 ⇒ 165,632,504円（+145,828,000円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	11,221,950	31,120,142	430	3,406	2,976
	比例費	8,582,554	134,512,362			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	31	土木費（道路橋りょう費）	経常																				
事業名	バリアフリー計画策定経費																						
<p>● 概要</p> <p>バリアフリー計画策定に係る経費について、協議会委員等に係る経費の新規算定や、固定比率を見直すなど、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定方法を全比例から全固定へ変更する。 改定周期は現行通り10年とし、所要経費の1/10を単年度経費として算定する。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table> <tr> <td>報償費</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>47,000円（+47,000円）</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>993,000円</td> <td>⇒</td> <td>1,391,000円（+398,000円）</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（全固定）</p> <table> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>238,000円（+238,000円）</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>94,000円（+94,000円）</td> </tr> </table> <hr/> <table> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>993,000円</td> <td>⇒</td> <td>1,106,000円（+113,000円）</td> </tr> </table>				報償費	0円	⇒	47,000円（+47,000円）	委託料	993,000円	⇒	1,391,000円（+398,000円）	国庫支出金	0円	⇒	238,000円（+238,000円）	都支出金	0円	⇒	94,000円（+94,000円）	差引一般財源	993,000円	⇒	1,106,000円（+113,000円）
報償費	0円	⇒	47,000円（+47,000円）																				
委託料	993,000円	⇒	1,391,000円（+398,000円）																				
国庫支出金	0円	⇒	238,000円（+238,000円）																				
都支出金	0円	⇒	94,000円（+94,000円）																				
差引一般財源	993,000円	⇒	1,106,000円（+113,000円）																				
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	0	1,106,000	30	25	△ 5																		
比例費	993,000	0																					

No	32	教育費（小学校費・中学校費）	経常				
事業名	【小・中学校費】学校運営費（ICT支援委託）						
<p>● 概要</p> <p>教員がICTを活用した授業等をスムーズに行えるよう支援するICT支援員に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校費 <table> <tr> <td>委託料（ICT支援委託）</td> <td>24,277,000円</td> </tr> </table> ○中学校費 <table> <tr> <td>委託料（ICT支援委託）</td> <td>16,150,000円</td> </tr> </table> 				委託料（ICT支援委託）	24,277,000円	委託料（ICT支援委託）	16,150,000円
委託料（ICT支援委託）	24,277,000円						
委託料（ICT支援委託）	16,150,000円						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)		
固定費	0	0	83,124	84,052	928		
比例費	3,609,127,100	3,649,554,100					

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	33	教育費（小学校費・中学校費）	経常		
事業名	【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）				
<p>● 概要</p> <p>屋内運動場空調設備整備に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記のとおりに整備モデルを設定し、工事設置は当該年度の整備校数分の経費を算定する。リース設置は、整備済校数に当該年度に整備する校数を合算して算定する。 					
小学校		中学校			
	整備済	2財調	3財調		
工事設置	7校	5校	2校		
リース設置	10校	7校	3校		
	整備済	2財調	3財調		
工事設置	5校	2校	1校		
リース設置	6校	3校	1校		
【標準区経費】（全比例）					
○小学校費					
使用料及び賃借料（屋内運動場空調設備整備費）	57,715,000円 (@3,395,000円×17校)				
工事請負費（屋内運動場空調設備整備費）	80,655,000円 (@16,131,000円×5校)				
○中学校費					
使用料及び賃借料（屋内運動場空調設備整備費）	27,315,000円 (@3,035,000円×9校)				
工事請負費（屋内運動場空調設備整備費）	47,980,000円 (@23,990,000円×2校)				
計	213,665,000円				
標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	83,124	88,063	4,939
比例費	3,609,127,100	3,822,792,100			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	34	教育費（小学校費・中学校費）				経常																																																
事業名	【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備保守点検委託）																																																					
<p>● 概要</p> <p>屋内運動場空調設備の保守点検に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設置分に係る経費のみ算定する。（リース設置分は、空調設備整備費に含む） ・ 整備済校数に当該年度に整備する校数を合算して算定する。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <caption>小学校</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>整備済</th> <th>2財調</th> <th>3財調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事設置</td> <td>7校</td> <td>5校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>保守点検</td> <td>7校</td> <td>12校</td> <td>14校</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <caption>中学校</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>整備済</th> <th>2財調</th> <th>3財調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事設置</td> <td>5校</td> <td>2校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>保守点検</td> <td>5校</td> <td>7校</td> <td>8校</td> </tr> </tbody> </table> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○小学校費 委託料（屋内運動場空調設備保守点検委託） 21,204,000円 (@1,767,000円×12校)</p> <p>○中学校費 委託料（屋内運動場空調設備保守点検委託） 13,118,000円 (@1,874,000円×7校)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>3,609,127,100</td> <td>3,643,449,100</td> <td>83,124</td> <td>83,914</td> <td>790</td> </tr> </tbody> </table>								整備済	2財調	3財調	工事設置	7校	5校	2校	保守点検	7校	12校	14校		整備済	2財調	3財調	工事設置	5校	2校	1校	保守点検	5校	7校	8校	標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0				比例費	3,609,127,100	3,643,449,100	83,124	83,914	790
	整備済	2財調	3財調																																																			
工事設置	7校	5校	2校																																																			
保守点検	7校	12校	14校																																																			
	整備済	2財調	3財調																																																			
工事設置	5校	2校	1校																																																			
保守点検	5校	7校	8校																																																			
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																																																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																	
固定費	0	0																																																				
比例費	3,609,127,100	3,643,449,100	83,124	83,914	790																																																	

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	35	教育費（中学校費）	経常			
事業名	【中学校費】学校職員費（部活動指導員）					
<p>● 概要</p> <p>部活動の顧問として技術的な指導を行う部活動指導員に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 報酬 24,306,000円</p> <p>【特定財源】（全比例） 都支出金 11,904,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 12,402,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0	6,918	7,178	260
	比例費	330,334,327	342,736,327			

No	36	教育費（その他の教育費）	経常			
事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費					
<p>● 概要</p> <p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金（入園料補助） 67,089,000円 負担金補助及び交付金（保育料補助） 152,755,000円</p> <hr/> <p>計 219,844,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0	0	5,975	5,975
	比例費	0	219,844,000			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	37	教育費（その他の教育費）	経常									
事業名	教育振興基本計画策定経費											
<p>● 概要</p> <p>教育振興基本計画の策定に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別区の実態を踏まえ、計画期間を10年とし、総事業費の1/10を単年度経費として算定する。 <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table border="1"> <tr> <td>報酬</td> <td>972,800円×1/10＝</td> <td>97,280円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>5,122,000円×1/10＝</td> <td>512,200円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>609,480円</td> </tr> </table>				報酬	972,800円×1/10＝	97,280円	委託料	5,122,000円×1/10＝	512,200円	計		609,480円
報酬	972,800円×1/10＝	97,280円										
委託料	5,122,000円×1/10＝	512,200円										
計		609,480円										
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)							
固定費	0	609,480	0	14	14							
比例費	0	0										

No	38	教育費（中学校費）	経常								
事業名	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）										
<p>● 概要</p> <p>顧問の教諭等と連携・協力し、部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、1校あたりの経費を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>報償費（部活動講師謝礼等）</p> <table border="1"> <tr> <td>19,725,700円</td> <td>⇒</td> <td>25,992,000円</td> <td>(+6,266,300円)</td> </tr> <tr> <td>(@1,095,872円×18校)</td> <td></td> <td>(@1,444,000円×18校)</td> <td></td> </tr> </table>				19,725,700円	⇒	25,992,000円	(+6,266,300円)	(@1,095,872円×18校)		(@1,444,000円×18校)	
19,725,700円	⇒	25,992,000円	(+6,266,300円)								
(@1,095,872円×18校)		(@1,444,000円×18校)									
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）							
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)						
固定費	0	0	28,491	28,622	131						
比例費	1,360,295,700	1,366,562,000									

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	39	教育費（その他の教育費）	経常																														
事業名	成人式運営費																																
<p>● 概要</p> <p>会場の設営、警備等の成人式の運営に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>146,800円</td> <td>⇒</td> <td>134,000円</td> <td>(△12,800円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>1,372,900円</td> <td>⇒</td> <td>1,384,000円</td> <td>(+11,100円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>139,000円</td> <td>(+139,000円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>178,600円</td> <td>⇒</td> <td>3,147,000円</td> <td>(+2,968,400円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>41,000円</td> <td>⇒</td> <td>945,000円</td> <td>(+904,000円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,739,300円</td> <td>⇒</td> <td>5,749,000円</td> <td>(+4,009,700円)</td> </tr> </table>				報償費	146,800円	⇒	134,000円	(△12,800円)	需用費	1,372,900円	⇒	1,384,000円	(+11,100円)	役務費	0円	⇒	139,000円	(+139,000円)	委託料	178,600円	⇒	3,147,000円	(+2,968,400円)	使用料及び賃借料	41,000円	⇒	945,000円	(+904,000円)	計	1,739,300円	⇒	5,749,000円	(+4,009,700円)
報償費	146,800円	⇒	134,000円	(△12,800円)																													
需用費	1,372,900円	⇒	1,384,000円	(+11,100円)																													
役務費	0円	⇒	139,000円	(+139,000円)																													
委託料	178,600円	⇒	3,147,000円	(+2,968,400円)																													
使用料及び賃借料	41,000円	⇒	945,000円	(+904,000円)																													
計	1,739,300円	⇒	5,749,000円	(+4,009,700円)																													
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																													
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																												
固定費	0	3,778,242																															
比例費	1,739,300	1,970,758	47	140	93																												

No	40	教育費（小学校費）	経常																																			
事業名	【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費																																					
<p>● 概要</p> <p>新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人英語指導員に係る経費について、時間単価及び時間数を見直し、3,4年生に係る経費を加えて、算定を充実する。 あわせて、「総合的な学習の時間」推進経費における3,4年生に係る外国人英語指導員経費について、外国人英語指導員報酬で算定されるため、算定を縮減する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○外国人英語指導員報酬</p> <table border="0"> <tr> <td>報酬</td> <td>25,418,400円</td> <td>⇒</td> <td>64,308,960円</td> <td>(+38,890,560円)</td> </tr> <tr> <td>(@4,450円×28時間×6学級(5,6年生)×34校)</td> <td></td> <td></td> <td>(@4,440円×42時間×6学級(5,6年生)×34校)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(@4,440円×29時間×6学級(3,4年生)×34校)</td> <td></td> </tr> </table> <p>○「総合的な学習の時間」推進経費</p> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>17,709,600円</td> <td>⇒</td> <td>4,102,800円</td> <td>(△13,606,800円)</td> </tr> <tr> <td>(6,154,200円×4/6学年)</td> <td></td> <td></td> <td>(6,154,200円×4/6学年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(@66,700円×204学級(3,4年生))</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>計</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>43,128,000円</td> <td>⇒</td> <td>68,411,760円</td> <td>(+25,283,760円)</td> </tr> </table>				報酬	25,418,400円	⇒	64,308,960円	(+38,890,560円)	(@4,450円×28時間×6学級(5,6年生)×34校)			(@4,440円×42時間×6学級(5,6年生)×34校)					(@4,440円×29時間×6学級(3,4年生)×34校)		報償費	17,709,600円	⇒	4,102,800円	(△13,606,800円)	(6,154,200円×4/6学年)			(6,154,200円×4/6学年)		(@66,700円×204学級(3,4年生))						43,128,000円	⇒	68,411,760円	(+25,283,760円)
報酬	25,418,400円	⇒	64,308,960円	(+38,890,560円)																																		
(@4,450円×28時間×6学級(5,6年生)×34校)			(@4,440円×42時間×6学級(5,6年生)×34校)																																			
			(@4,440円×29時間×6学級(3,4年生)×34校)																																			
報償費	17,709,600円	⇒	4,102,800円	(△13,606,800円)																																		
(6,154,200円×4/6学年)			(6,154,200円×4/6学年)																																			
(@66,700円×204学級(3,4年生))																																						
	43,128,000円	⇒	68,411,760円	(+25,283,760円)																																		
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																	
固定費	0	0																																				
比例費	43,128,000	68,411,760	930	1,475	545																																	

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	4 1	教育費（小学校費・中学校費）	—			
事業名	【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し					
<p>● 概 要</p> <p>①義務教育施設の統廃合による新增築に係る経費について、態容補正の算定を見直す。 ②統廃合に係る経費などを補完する学校数急減補正について、現行の地方交付税基準にあわせるよう見直す。 ③学校の標準施設面積について、算出方法を見直す。</p> <p>● 算定内容</p> <p>① 義務教育施設新增築経費 【投資・態容補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統廃合に係る学校の新増築を補正の対象外とする。あわせて、統合前の学校数から1校分を減じた学校数（廃校数）分の取壊経費を加算する算定を行う。ただし、統合対象校名が計画等で公表されている統廃合について、現行算定を継続する経過措置を設定し、先述の取壊経費加算の対象外とする。 <p>② 学校数急減補正 【経常・態容補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在学校数減少に伴う影響を3年間かけて緩和する算定となっているが、緩和期間を5年間とするよう算定を見直す。 <p>③ 義務教育施設改築・大規模改修経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校標準面積に、新世代型学習空間等対応の多目的スペース設置を反映し、算定を改善する。 ・ 算定内容は、別添補足資料のとおり。 <p>※ 標準区一般財源所要額欄には態容補正分を含まない。 ※ 23区合計額欄は、態容補正分を含んでいる。 ※ 学校数急減補正分については、23区で小学校・中学校でそれぞれ1校減った場合の、現行の激減緩和期間3年間での算定額と、見直し後の5年間での算定額の差を影響額としている。</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0	184,826	188,743	3,917
	比例費	8,944,313,600	9,104,955,528			

No.4 1 【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し〔補足資料〕

【投資・小・中学校費】義務教育施設改築・大規模改修経費

・ 経費の算出にあたっては、「No43【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）」において提案している工事単価を反映している。

○小学校費（太字・下線部が変更箇所）

【標準区経費（改築分）】（全比例）

(校舎)	
建設費	511,300円 × 5,540㎡ = 2,832,602,000円
取壊し経費	18,800円 × 5,540㎡ = 104,152,000円
仮設校舎建設費	31,300円 × 5,000㎡ = 156,500,000円
給食室設置経費	172,085,000円 × 1校 = 172,085,000円
計	3,265,339,000円
	3,265,339,000円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 2,362,160,100円
(雨水有効利用設備)	
	2,800円 × 5,540㎡ × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 11,221,400円

⇒

(校舎)	
建設費	511,300円 × <u>5,900㎡</u> = <u>3,016,670,000円</u>
取壊し経費	18,800円 × <u>5,900㎡</u> = <u>110,920,000円</u>
仮設校舎建設費	31,300円 × 5,000㎡ = 156,500,000円
給食室設置経費	172,085,000円 × 1校 = 172,085,000円
計	<u>3,456,175,000円</u>
	<u>3,456,175,000円</u> × $\frac{1}{47}$ × 34校 = <u>2,500,211,700円</u>
(雨水有効利用設備)	
	2,800円 × <u>5,900㎡</u> × $\frac{1}{47}$ × 34校 = <u>11,950,600円</u>

【特定財源】（全比例）

校舎建設費(国庫支出金)	
	182,300円 × 5,540㎡ × $\frac{1}{3}$ = 336,647,333円
	336,647,333円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 243,532,000円
校舎建設債(特別区債)	
	182,300円 × 5,540㎡ × $\frac{2}{3}$ × 0.75 = 504,971,000円
	504,971,000円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 365,298,000円

⇒

校舎建設費(国庫支出金)	
	182,300円 × <u>5,900㎡</u> × $\frac{1}{3}$ = <u>358,523,333円</u>
	<u>358,523,333円</u> × $\frac{1}{47}$ × 34校 = <u>259,357,000円</u>
校舎建設債(特別区債)	
	182,300円 × <u>5,900㎡</u> × $\frac{2}{3}$ × 0.75 = <u>537,785,000円</u>
	<u>537,785,000円</u> × $\frac{1}{47}$ × 34校 = <u>389,035,000円</u>

【標準区経費（大規模改修分）】（全比例）

校舎	17,562,000円
	17,562,000円 × 34校 = 597,108,000円

⇒

校舎	<u>18,703,213円</u>
	<u>18,703,213円</u> × 34校 = <u>635,909,242円</u>

○中学校費（太字・下線部が変更箇所）

【標準区経費（改築分）】（全比例）

(校舎)	
建設費	
511,300円 × 6,086㎡ =	3,111,771,800円
取壊し経費	
18,800円 × 6,086㎡ =	114,416,800円
仮設校舎建設費	
31,300円 × 5,609㎡ =	175,561,700円
給食室設置経費	
160,544,000円 × 1校 =	160,544,000円
計	3,562,294,300円
3,562,294,300円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 1,364,282,900円	
(雨水有効利用設備)	
2,800円 × 6,086㎡ × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 6,526,300円	

(校舎)	
建設費	
511,300円 × <u>6,198㎡</u> =	<u>3,169,037,400円</u>
取壊し経費	
18,800円 × <u>6,198㎡</u> =	<u>116,522,400円</u>
仮設校舎建設費	
31,300円 × 5,609㎡ =	175,561,700円
給食室設置経費	
160,544,000円 × 1校 =	160,544,000円
計	<u>3,621,665,500円</u>
<u>3,621,665,500円</u> × $\frac{1}{47}$ × 18校 = <u>1,387,020,800円</u>	
(雨水有効利用設備)	
2,800円 × <u>6,198㎡</u> × $\frac{1}{47}$ × 18校 = <u>6,646,400円</u>	

【特定財源】（全比例）

校舎建設費(国庫支出金)	
182,300円 × 6,086㎡ × $\frac{1}{3}$ =	369,825,933円
369,825,933円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 =	141,635,000円
校舎建設債(特別区債)	
182,300円 × 6,086㎡ × $\frac{2}{3}$ × 0.75 =	554,738,900円
554,738,900円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 =	212,453,000円

校舎建設費(国庫支出金)	
182,300円 × <u>6,198㎡</u> × $\frac{1}{3}$ =	<u>376,631,800円</u>
<u>376,631,800円</u> × $\frac{1}{47}$ × 18校 =	<u>144,241,000円</u>
校舎建設債(特別区債)	
182,300円 × <u>6,198㎡</u> × $\frac{2}{3}$ × 0.75 =	<u>564,947,700円</u>
<u>564,947,700円</u> × $\frac{1}{47}$ × 18校 =	<u>216,362,000円</u>

【標準区経費（大規模改修分）】（全比例）

校舎	18,955,000円
18,955,000円 × 18校 =	341,190,000円

校舎	<u>19,303,827円</u>
<u>19,303,827円</u> × 18校 =	<u>347,468,886円</u>

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	4 2	その他	経常																							
事業名	幼児教育・保育の無償化への対応																									
<p>● 概 要</p> <p>幼児教育・保育の無償化への対応として、保育所等における利用者負担額の見直しや副食費免除対象者に係る経費を追加するなど、関連事業の算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例または一部固定）※差引一般財源の額を表記</p> <p>○区立幼稚園管理運営費 650,845,278円 ⇒ 747,085,278円 (+96,240,000円)</p> <p>○私立幼稚園施設型給付費 47,779,788円 ⇒ 67,124,858円 (+19,345,070円)</p> <p>○子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園）） 235,798,938円 ⇒ 244,381,380円 (+8,582,442円)</p> <p>○実費徴収に係る補足給付を行う事業 18,358円 ⇒ 5,899,000円 (+5,880,642円)</p> <p>○区立保育所管理運営費 4,348,785,286円 ⇒ 5,037,236,326円 (+688,451,040円)</p> <p>○私立保育所施設型給付費等 717,948,352円 ⇒ 774,080,032円 (+56,131,680円)</p> <p>○地域型保育給付費 131,385,167円 ⇒ 131,590,167円 (+205,000円)</p> <p>○子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等） 0円 ⇒ 70,130,000円 (+70,130,000円)</p> <p>○認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 0円 ⇒ 64,129,869円 (+64,129,869円)</p> <p>○多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等） 0円 ⇒ 105,971,400円 (+105,971,400円)</p> <p>○障害児通所支援事業費 231,203,532円 ⇒ 234,103,532円 (+2,900,000円)</p> <hr/> <p>計 6,363,764,699円 ⇒ 7,481,731,842円 (+1,117,967,143円)</p> <p>※ 上記11事業のほか、態容補正4事業の見直しを実施。</p> <p>⇒ 補足資料（P28～36）のとおり</p> <p>※ 標準区一般財源所要額には態容補正分を含まない。 ※ 23区合計額は、態容補正分を含んでいる。 ※ 標準区一般財源所要額・23区合計額ともに、国・都制度の改正に連動して改定される項目（いわゆるルール改定）分の影響を含んだ額である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>9,955,879</td> <td>9,955,879</td> <td rowspan="2">216,297</td> <td rowspan="2">241,952</td> <td rowspan="2">25,655</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>6,353,808,820</td> <td>7,471,775,963</td> </tr> </tbody> </table>						標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	9,955,879	9,955,879	216,297	241,952	25,655	比例費	6,353,808,820	7,471,775,963
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																							
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																					
固定費	9,955,879	9,955,879	216,297	241,952	25,655																					
比例費	6,353,808,820	7,471,775,963																								

No.4 2 幼児教育・保育の無償化への対応〔補足資料〕

各事業における見直しの影響額等は、国・都制度の改正に連動して改定される項目（いわゆるルール改定）分の影響を含んだ額である。

1 区立幼稚園管理運営費

保育料および入園料を廃止し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

事業費全体 747,373,278円 ⇒ 747,373,278円 (±0円)

【特定財源】（全比例）

使用料及び手数料

（保育料） 95,040,000円 ⇒ 0円 (△95,040,000円)

（入園料） 1,200,000円 ⇒ 0円 (△1,200,000円)

諸収入 288,000円 ⇒ 288,000円 (±0円)

差引一般財源 650,845,278円 ⇒ 747,085,278円 (+96,240,000円)

※「事業費全体」は、報酬、給与費、職員手当等、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金の合計額。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	6,944	7,900	956
比例費	650,845,278	747,085,278			

2 私立幼稚園施設型給付費

利用者負担額を廃止するとともに、副食費免除対象者に係る経費を追加し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

扶助費 135,208,788円 ⇒ 212,082,858円 (+76,874,070円)

【特定財源】（全比例）

国庫支出金 39,651,000円 ⇒ 77,834,000円 (+38,183,000円)

都支出金 47,778,000円 ⇒ 67,124,000円 (+19,346,000円)

差引一般財源 47,779,788円 ⇒ 67,124,858円 (+19,345,070円)

※ 利用者負担額は、扶助費の算出過程に含まれているため、特定財源の減少として表われない。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	1,237	1,738	501
比例費	47,779,788	67,124,858			

3 子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））

子育てのための施設等利用給付として、幼稚園就園奨励費の補助単価及び対象者数を見直すとともに、公費の負担割合を変更（国1/4・区3/4→国1/2・都1/4・区1/4）し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

負担金補助及び交付金	312,376,558円	⇒	971,460,000円	(+659,083,442円)
事業費（負担金補助及び交付金以外）	1,516,380円	⇒	1,516,380円	(±0円)

【特定財源】（全比例）

国庫支出金	78,094,000円	⇒	485,730,000円	(+407,636,000円)
都支出金	0円	⇒	242,865,000円	(+242,865,000円)
差引一般財源	235,798,938円	⇒	244,381,380円	(+8,582,442円)

※「事業費（負担金補助及び交付金以外）」は、職員手当等、旅費、需用費、使用料及び賃借料の合計額。

※ 標準区一般財源所要額は増加するが、密度補正の影響により算定額は縮減する。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	6,520	6,212	△ 308
比例費	235,798,938	244,381,380			

4 実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園（未移行園）の副食費免除対象者に係る経費を追加するなど、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

扶助費	50,358円	⇒	0円	(△50,358円)
負担金補助及び交付金	0円	⇒	17,697,000円	(+17,697,000円)

【特定財源】（全比例）

国庫支出金	16,000円	⇒	5,899,000円	(+5,883,000円)
都支出金	16,000円	⇒	5,899,000円	(+5,883,000円)
差引一般財源	18,358円	⇒	5,899,000円	(+5,880,642円)

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	154	154
比例費	18,358	5,899,000			

5 区立保育所管理運営費

3-5歳児及び0-2歳児（住民税非課税世帯）の利用者負担額を廃止するとともに、2号認定子どもの副食費実費徴収に伴う整理や副食費免除対象者に係る経費の追加を反映し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

需用費	379,639,040円	⇒	302,107,280円	(△77,531,760円)
委託料	1,333,927,570円	⇒	1,314,016,690円	(△19,910,880円)
事業費（需用費・委託料以外）	4,093,228,068円	⇒	4,093,228,068円	(±0円)

【特定財源】（全比例）

分担金及び負担金	1,440,943,392円	⇒	655,049,712円	(△785,893,680円)
都支出金	16,576,000円	⇒	16,576,000円	(±0円)
諸収入	490,000円	⇒	490,000円	(±0円)
差引一般財源	4,348,785,286円	⇒	5,037,236,326円	(+688,451,040円)

※「事業費（需用費・委託料以外）」は、報酬、給与費、職員手当等、賃金、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金の合計額。

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	103,399	115,963	12,564
比例費	4,348,785,286	5,037,236,326			

6 私立保育所施設型給付費等

3-5歳児及び0-2歳児（住民税非課税世帯）の利用者負担額を廃止するとともに、2号認定子どもの副食費実費徴収に伴う整理や副食費免除対象者に係る経費の追加を反映し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

扶助費	1,692,225,920円	⇒	1,661,869,880円	(△30,356,040円)
-----	----------------	---	----------------	----------------

【特定財源】（全比例）

分担金及び負担金	466,187,568円	⇒	211,927,848円	(△254,259,720円)
国庫支出金	345,785,000円	⇒	457,457,000円	(+111,672,000円)
都支出金	162,305,000円	⇒	218,405,000円	(+56,100,000円)
差引一般財源	717,948,352円	⇒	774,080,032円	(+56,131,680円)

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	79,014	83,926	4,912
比例費	717,948,352	774,080,032			

7 地域型保育給付費

0-2歳児（住民税非課税世帯）の利用者負担額相当分として、施設等に支払う給付費の増加分を追加し、算定を改善する。

【標準区経費】（一部固定）

扶助費 557,597,167円 ⇒ 558,415,167円 (+818,000円)

【特定財源】（一部固定）

国庫支出金 294,829,000円 ⇒ 295,238,000円 (+409,000円)

都支出金 131,383,000円 ⇒ 131,587,000円 (+204,000円)

差引一般財源 131,385,167円 ⇒ 131,590,167円 (+205,000円)

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	9,955,879	9,955,879	3,412	3,417	5
比例費	121,429,288	121,634,288			

8 子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）

認可外保育施設等や預かり保育の利用者に対して支給する施設等利用費について、新規算定する。

【標準区経費】（全比例）

負担金補助及び交付金 280,520,000円

【特定財源】（全比例）

国庫支出金 140,260,000円

都支出金 70,130,000円

差引一般財源 70,130,000円

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	1,833	1,833
比例費	0	70,130,000			

9 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費

認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定する。

【標準区経費】（全比例）

負担金補助及び交付金 128,257,869円

【特定財源】（全比例）

都支出金 64,128,000円

差引一般財源 64,129,869円

都の「認可外保育施設利用支援事業」のうち、利用者支援分の補助に伴い生じる区負担分の経費について提案するもの。

同事業における多子世帯支援分は、負担割合が都10/10であるため、提案に含まない。

※ 「認可外保育施設利用支援事業（利用者支援分）」

＜補助基準額＞ 1人当たり月額1～4万円（上限）

＜負担割合＞ 都1/2 区市町村1/2

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	1,676	1,676
比例費	0	64,129,869			

10 多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等）

多子世帯負担軽減事業に係る経費について、新規算定する。

【標準区経費】（全比例）

負担金補助及び交付金 105,971,400円

都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」に伴い生じる、区立保育所等の児童に対する保育料減免に係る経費について提案するもの。

※ 「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」

保育所等に通う多子世帯の子どもについて、国制度よりも広義に保育料の減免を実施した場合、都が経費を10/10負担する事業。対象が私立施設の児童に限定されているため、区立施設の児童に係る減免分の経費は全額区の負担となる。

【参 考】多子世帯軽減の考え方の一例

《国制度》第1子が小学生以上の場合、第2子が保育園に通っていても、第2子としてカウントされず、保育料の減免（半額）対象とならない。

《都制度》第1子の年齢にかかわらず、第2子としてカウントし、保育料の減免（半額）対象とする。（こうした減免を区が行う場合に、私立施設の児童分は都が経費を補助するというもの）

標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	0	2,267	2,267
比例費	0	105,971,400			

11 【態容補正】区立認定こども園管理運営費（1号認定分）

利用者負担額を廃止するとともに、副食費免除対象者に係る経費を追加し、算定を改善する。

<現 行>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
1号認定	4歳以上児	945,420	720	680,702
	3歳児	1,314,100	132	173,461
	合計		852	854,163



<改定案>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
1号認定	4歳以上児	996,330	720	717,358
	3歳児	1,364,980	132	180,177
	合計		852	897,535
23区影響額				43,372

※ 態容補正のため、標準区一般財源所要額には影響しない。

標準区一般財源所要額 (円)			23区合計額 (百万円)		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	854	897	43
比例費	—	—			

12 【態容補正】区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分）

3-5歳児及び0-2歳児（住民税非課税世帯）の利用者負担額を廃止するとともに、2号認定子どもの副食費実費徴収に伴う整理や副食費免除対象者に係る経費の追加を反映し、算定を改善する。

<現 行>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
2号認定	4歳以上児	971,700	1,198	1,164,097
	3歳児	1,279,710	564	721,756
3号認定	1・2歳児	2,321,110	904	2,098,283
	零歳児	4,158,300	206	856,610
合計			2,872	4,840,746



<改定案>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
2号認定	4歳以上児	1,245,420	1,198	1,492,013
	3歳児	1,607,090	564	906,399
3号認定	1・2歳児	2,289,840	904	2,070,015
	零歳児	4,123,100	206	849,359
合計			2,872	5,317,786
23区影響額				477,040

※ 態容補正のため、標準区一般財源所要額には影響しない。

標準区一般財源所要額 (円)			23区合計額 (百万円)		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	4,841	5,318	477
比例費	—	—			

13 【態容補正】私立認定こども園施設型給付費（1号認定分）

利用者負担額を廃止するとともに、副食費免除対象者に係る経費を追加し、算定を改善する。

<現 行>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
1号認定	4歳以上児	129,260	3,564	460,683
	3歳児	195,430	1,761	344,152
		合計	5,325	804,835



<改定案>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
1号認定	4歳以上児	178,970	3,564	637,849
	3歳児	245,140	1,761	431,692
		合計	5,325	1,069,541
23区影響額				264,706

※ 態容補正のため、標準区一般財源所要額には影響しない。

標準区一般財源所要額 (円)			23区合計額 (百万円)		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	805	1,070	265
比例費	—	—			

14 【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分）

3-5歳児及び0-2歳児（住民税非課税世帯）の利用者負担額を廃止するとともに、2号認定子どもの副食費実費徴収に伴う整理や副食費免除対象者に係る経費の追加を反映し、算定を改善する。

<現行>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
2号認定	4歳以上児	99,960	2,028	202,719
	3歳児	137,840	1,015	139,908
3号認定	1・2歳児	254,700	1,485	378,230
	零歳児	499,900	379	189,462
全年齢(区単独加算)		468,820	4,907	2,300,500
		合計	4,907	3,210,819



<改定案>

認定区分	歳児別	1人当たり差引一般財源 (円)	23区合計児童数 (人)	算定額 (千円)
2号認定	4歳以上児	176,740	2,028	358,429
	3歳児	227,970	1,015	231,390
3号認定	1・2歳児	248,770	1,485	369,423
	零歳児	493,970	379	187,215
全年齢(区単独加算)		468,820	4,907	2,300,500
		合計	4,907	3,446,957
23区影響額				236,138

※ 態容補正のため、標準区一般財源所要額には影響しない。

標準区一般財源所要額 (円)			23区合計額 (百万円)		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	3,211	3,447	236
比例費	—	—			

15 障害児通所支援事業費

3-5歳児の利用者負担額相当分として、施設等に支払う給付費の増加分を追加し、算定を改善する。

【標準区経費】（全比例）

委託料	1,232,640円	⇒	1,232,640円	(±0円)
扶助費	919,878,892円	⇒	931,478,892円	(+11,600,000円)

【特定財源】（全比例）

国庫支出金	459,939,000円	⇒	465,739,000円	(+5,800,000円)
都支出金	229,969,000円	⇒	232,869,000円	(+2,900,000円)
差引一般財源	231,203,532円	⇒	234,103,532円	(+2,900,000円)

標準区一般財源所要額 (円)			23区合計額 (百万円)		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	6,060	6,136	76
比例費	231,203,532	234,103,532			

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	43	その他				投資
事業名	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）					
<p>● 概要 建築工事単価について、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピック需要に伴う工事費の高騰を反映できていないため、各区の決算単価や予算単価の上昇率を踏まえた単価となるよう算定を改善する。</p> <p>● 算定内容 ⇒ 補足資料（P38～40）のとおり</p>						
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	761,758,077	1,242,717,377				
比例費	4,038,414,165	7,459,120,297	171,304	260,368	89,064	

No	44	その他				—
事業名	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）					
<p>● 概要 土木工事単価について、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピック需要に伴う工事費の高騰を反映できていないため、各区の決算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を踏まえた単価となるよう算定を改善する。</p> <p>● 算定内容 ⇒ 補足資料（P38～40）のとおり</p>						
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	454,420,625	454,420,625				
比例費	1,316,699,033	1,894,802,210	56,354	76,870	20,516	

No.43・44 投資的経費に係る工事単価の見直し（建築・土木工事）〔補足資料〕

(1) 現行の物騰率による工事単価の算出

前々年度4月～前年度6月の資材費・労務費・共通経費の上昇率から、前年度4月～本年度4月の上昇率を推計することで算出した物騰率を、前年度の単価に乗じることで算出している。それぞれの項目の指標と、各年度の物騰率は以下のとおり。

- ・資材費：日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数
- ・労務費：厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与
- ・共通経費：総務省消費者物価指数

○現行の物騰率

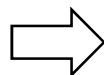
年度	建築工事	土木工事
H26	0.4%	1.5%
H27	1.9%	1.6%
H28	-0.8%	-0.1%
H29	-3.2%	-2.2%
H30	-0.1%	0.4%
R元	-2.8%	-1.8%

(2) 建築工事単価の見直し

改築工事は平成30年度決算単価、その他は平成26年度以降の各区予算単価上昇率を反映した工事単価の見直しを提案する。以後、現行の物騰率によりメンテナンスを行っていく。

○現行の物騰率

年度	建築工事
H26	0.4%
H27	1.9%
H28	-0.8%
H29	-3.2%
H30	-0.1%
R元	-2.8%



○見直し後の上昇率

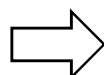
年度	建築工事
H26	11.2%
H27	7.5%
H28	-1.7%
H29	1.4%
H30	2.7%
R元	0.1%

(3) 土木工事単価の見直し

道路改良工事は平成30年度決算単価、その他は平成26年度以降の国土交通省・公共工事設計労務単価上昇率を反映した工事単価の見直しを提案する。以後、現行の物騰率によりメンテナンスを行っていく。

○現行の物騰率

年度	土木工事
H26	1.5%
H27	1.6%
H28	-0.1%
H29	-2.2%
H30	0.4%
R元	-1.8%



○見直し後の上昇率

年度	土木工事
H26	19.3%
H27	3.4%
H28	1.1%
H29	0.3%
H30	1.4%
R元	1.6%

(4) 各工事単価への影響

① 建築工事

単位 (円)

			H31財調 (現行) ※	R2財調 (見直し後)	差額	
新設			283,700	370,900	87,200	
改築			298,000	572,800	274,800	
改築 (公衆便所)			655,100	1,009,600	354,500	
大規模改修			6,200	8,100	1,900	
大規模改修 (公衆便所)			7,800	10,200	2,400	
車庫			17,200	22,400	5,200	
小学校費	大規模改修	校舎	13,428,000	17,562,000	4,134,000	
		給食室	1,226,500	1,602,000	375,500	
		屋内運動場	2,201,000	2,878,000	677,000	
		プール	507,000	664,000	157,000	
		校庭	1,371,000	1,795,000	424,000	
		フェンス	507,000	664,000	157,000	
	改築 (校舎)	建設費	207,700	511,300	303,600	
		取壊し経費	14,500	18,800	4,300	
		仮設校舎建設費	24,000	31,300	7,300	
		給食室設置経費	131,581,500	172,085,000	40,503,500	
	改築 (屋内運動場)	建設費	236,500	309,400	72,900	
		取壊し経費	13,000	16,700	3,700	
	改築 (プール)	建設費	248,000	324,500	76,500	
		取壊し経費	18,800	24,300	5,500	
		内蔵経費	30,900	40,300	9,400	
	改築 (雨水有効利用設備)	建設費	2,000	2,800	800	
	中学校費	大規模改修	校舎	14,494,000	18,955,000	4,461,000
			給食室	1,226,500	1,603,000	376,500
屋内運動場			2,079,000	2,718,000	639,000	
プール			552,000	724,000	172,000	
校庭			1,887,000	2,469,000	582,000	
フェンス			571,000	749,000	178,000	
改築 (校舎)		建設費	207,700	511,300	303,600	
		取壊し経費	14,500	18,800	4,300	
		仮設校舎建設費	24,000	31,300	7,300	
		給食室設置経費	122,757,900	160,544,000	37,786,100	
改築 (屋内運動場)		建設費	236,500	309,400	72,900	
		取壊し経費	13,000	16,700	3,700	
改築 (プール)		建設費	248,000	324,500	76,500	
		取壊し経費	18,800	24,300	5,500	
		内蔵経費	30,900	40,300	9,400	
改築 (雨水有効利用設備)		建設費	2,000	2,800	800	
【態容補正】 特別支援学校 及び養護学園		大規模改修	校舎	6,032,000	7,887,000	1,855,000
			給食室	1,226,500	1,603,000	376,500
	屋内運動場		1,242,000	1,625,000	383,000	
	プール		428,000	557,000	129,000	
	校庭		1,371,000	1,795,000	424,000	
	フェンス		507,000	664,000	157,000	
	改築 (校舎)	建設費	207,800	511,300	303,500	
		取壊し経費	14,500	18,800	4,300	
		仮設校舎建設費	24,000	31,300	7,300	
		給食室設置経費	122,757,900	160,544,000	37,786,100	
	改築 (屋内運動場)	建設費	236,500	309,400	72,900	
		取壊し経費	13,000	16,700	3,700	
	改築 (プール)	建設費	248,100	324,500	76,400	
		取壊し経費	18,800	24,300	5,500	

※ 現行の金額は、H31財調における臨時算定分を除いたもの

②土木工事

単位 (円)

	H31財調 (現行) ※	R2財調 (見直し後)	差額
道路維持補修費 (工事請負費)	125,129,000	162,969,000	37,840,000
細街路拡幅事業費 (工事請負費)	39,530	50,640	11,110
私道整備助成金 (工事請負費)	11,400	15,100	3,700
交通安全施設維持補修費 (工事請負費)	10,916,000	14,418,000	3,502,000
橋りょう維持補修費【種別】 (工事請負費)	6,339,000	8,374,000	2,035,000
公園維持管理費 (改良工事費)	98,167,000	129,683,000	31,516,000
河川敷公園【種別】 (工事請負費)	22,697,000	29,985,000	7,288,000
児童遊園【種別】 (工事請負費)	9,014,000	11,908,000	2,894,000
道路改良 (工事費)	11,400	29,300	17,900
道路改良 (透水性舗装等工事費)	440	580	140
道路緑化	19,266,000	25,453,000	6,187,000
ガードパイプ取替	10	10	0
ガードパイプ取替【種別】	18,200	23,800	5,600
鋼橋【種別】	447,200	590,900	143,700
木橋・石橋・コンクリート橋【種別】	245,800	324,600	78,800
公園 (工事費)	33,000	33,000	0

※ 現行の金額は、H31財調における臨時算定分を除いたもの

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	45	その他	—		
事業名	特別交付金				
<p>● 概要</p> <p>透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべきである。普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しを主張する。 児童相談所の開設を来年度に控えているが、開設準備経費については過年度の経費を含め全額が算定されていないため、透明性・公平性を高めるよう、算定ルールの見直しを主張する。 					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—

No	46	その他	—		
事業名	減収補填対策				
<p>● 概要</p> <p>年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を検討する。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整税の一定割合は特別区の固有の財源としての性格を有するものであり、一般の市町村が採りうる方策に見合う減収対策が講じられないのは制度的に問題があることから、予め不測の事態を想定した対応策を制度化するよう求める。 					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—

令和2年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	47	その他	—			
事業名	都市計画交付金					
<p>● 概 要</p> <p>都区の都市計画事業の実施実態に見合った配分となるよう抜本的に見直す。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画交付金について、都区の事業実態に見合った配分となるよう規模を拡大するとともに、交付率の撤廃・改善等、抜本的な見直し(※)を引き続き求めていく。 都区の都市計画事業の実施状況を明らかにすることに加え、都市計画税の使途の明確化を図る観点から、都市計画税の充当事業の詳細や、都が市町村事務として行う都市計画事業の実施状況の提示について、引き続き求めていく。 引き続き財調協議での議論を求めていくとともに、あらゆる機会を通じて主張していくこと、また財調協議とは別に、都市計画税に係る協議体を都区協議会の下に設置することを求めていく。 						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	—	—	—	—	—
	比例費	—	—	—	—	—

令和2年度都区財政調整協議会幹事会協議日程（案）

凡例
 ●…取扱が確定している項目
 ▲…取扱が未確定の項目

提案事項	12/2 (月) 協議会②	12/3 (火) 幹事会①	12/12 (木) 幹事会②	12/23(月) 幹事会③	1/7 (火) 幹事会④	1/8 (水) 協議会③	備考	
都側提案事項	●	●	●	●	幹事会としてのまとめ	協議会としてのまとめ		
算定内容の適正化等		●	▲	▲				
区側提案事項	●	●	●	●				
都区間の財源配分に関する事項	●	●	▲	●				
特別区相互間の財政調整に関する事項	●	●	▲	▲				
都区財政調整協議上の諸課題 （特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金）	●	●	▲	▲				
児童相談所関連経費			▲	▲				
子ども医療費助成事業費		●	▲	▲				
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費		●	▲	▲				
義務教育施設関連経費の見直し		●	▲	▲				
幼児教育・保育の無償化への対応		●	▲	▲				
投資的経費に係る工事単価の見直し		●	▲	▲				
財源見直し （財源を踏まえた対応・区側提案の見直し含む）	●			●				
R元再調整				●				